

令和7年度 大阪府相談支援従事者 専門コース別研修 指導者養成(ファシリテーション)コース 実施要領

1 研修の目的等

本研修は、ファシリテーターとして会議・演習に参加する際に必要とされる基本的な技法を習得すると共に、新カリキュラムでの相談支援従事者初任者・現任研修における演習過程を模擬体験することで、本府相談支援従事者研修のファシリテーター養成を目的としております。また、今後、地域の協議会や研修において中核となる人材養成を目的としております。

※なお、本研修の修了は、相談支援専門員として従事するために必須ではありません。また、資格更新に必要な現任研修ではありません。

大阪府相談支援従事者専門コース別研修は、障がい者等の意志に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的として、厚生労働省が定める相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき、相談支援専門員を対象に実施するものです。

2 研修対象者

- ① 現に指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定重度障がい者等包括支援事業所、市町村障がい者相談支援受託事業所(以下「指定一般相談支援事業所等」といいます。)において相談支援専門員(指定重度障がい者等包括支援事業所においては、サービス提供責任者)として従事しており、主任研修または現任研修を修了している者で、所属している事業所から受講推薦を受けている者。
- ② 基幹相談支援センター職員で相談支援専門員としての資格を有する者であり、所属事業所から受講推薦を受けている者。
※なお、応募者多数の場合は来年度の大阪府相談支援従事者初任者・現任研修において、ファシリテーターをしていただける方を優先的に受講決定する予定です。また、現に自立支援協議会に参画されている方も優先的に受講決定する予定です。

3 研修内容(予定)

日 程	相談支援従事者専門コース別研修 指導者養成(ファシリテーション)コース	
第1日 Zoom 講義	午前	【講義】「大阪府相談支援従事者研修の概要」
令和8年 2月10日 (火)	午後	【講義】「地域自立支援協議会について」 【講義】「相談支援現場におけるファシリテーションの実際」 【講義】「ファシリテーターに求められること及び心構えについて」
第2日 対面講義・演習	午前	【講義】「ホワイトボード・ミーティングの進め方」
令和8年 2月20日 (金)	午後	【講義・演習】「グループワークにおけるファシリテーション」 【講義・演習】「大阪府相談支援従事者研修 模擬演習」

※講義の題名や内容は変更になる場合がございますので、予めご了承ください。

4 定員 50人

5 日程

(1) 第1日(Zoomによる講義)

講義日時 令和8年 2月10日(火) 10時00分 から 17時30分 ※時間については予定

(2) 第2日(集合形式での演習)

対面講義・演習日時 令和8年 2月20日(金) 9時55分 から 17時30分 ※時間については予定

6 研修会場(2日目) エル・おおさか(大阪府立労働センター) 6階 606号室(会議室)

大阪市中央区北浜東3-14

7 申込み手続き

インターネットでの受講申込みとなります。

申込み受付期間は令和7年12月8日(月)午前10時 から令和7年12月19日(金)午後5時までです。

大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページにある指導者養成(ファシリテーション)コースの「受講申込みはこちら」をクリックし、必要事項を入力してお申込みください。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090160/jiritsusodan/ikusei/index.html>)

※申込フォームは大阪府行政オンラインシステムを利用しております。申込みにはアカウント登録が必要です。

(すでにアカウントをお持ちの方は新規アカウントの登録は不要です。)

※研修受講にあたり、手話通訳等の配慮を必要とする方は、申込時に必要事項を入力の上、申込んでください。

※申込期間になるまでは申込みフォームに入力できません。また、期日が過ぎますと入力できなくなります。

※24時間申し込み手続きは可能ですが、システムの維持・補修のため一時的にお申込みができない場合があります。

※研修事務局から連絡をする場合は、お申込みいただいたメールアドレスへ連絡いたします。

申込みに必要な書類等

ア 相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し

イ 相談支援従事者現任研修もしくは主任相談支援専門員研修の修了証書の写し(直近のもの)

※上記ア、イの書類につきましては、お申込み時にアップロードもしくは郵送にてご提出ください。

郵送の提出期限: 令和7年12月19日(金)(当日消印有効)

※申込み時に行政オンラインシステム上で提出した場合、郵送は不要です。

《書類(修了証書の写し)送付先》

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 研修担当

8 受講者の決定及び通知

(1) 申込者への受講決定等の通知(受講決定・不可決定通知)につきましては、令和8年1月中旬を目安に行政オンラインシステム上で確認いただける予定です。確認方法につきましては後日お申込みをされた方全員にメールにて案内いたします。

(※事業所やご自宅に受講決定通知書は郵送されませんのでご注意ください。)

(2) 申込者数が定員を上回る場合、「2. 研修対象者」に記載のとおり、令和7年度以降に実施の相談支援従事者初任者・現任研修においてファシリテーターをしていただける方、また、現に自立支援協議会に参画されている方を優先いたします。

(3) (1)・(2)による選定が定員を超える場合、1事業所につき受講者は1名とし、申込み順にて受講決定いたします。

9 修了証書

- (1) 全日程を受講し、研修の修了を事務局が認めた受講者に対して、修了証書を交付します。
- (2) 各講義及び演習について、10分以上の遅刻や早退、業務連絡を含む途中退席がある場合は欠席とみなします。また、研修事務局が、受講態度が著しく不良(研修とは関係のない携帯電話等の端末機器の長時間使用や居眠り、私語、その他研修の進行を妨げる行為等)であるとみなした場合も欠席とみなし、修了証書は交付できません。
- (3) 受講申込書に虚偽の内容を記載して、受講した場合については、遡って本研修の受講を取り消す場合があります。

10 資料代 500 円 (令和8年2月 20 日(金) 演習受付時に徴収) ※現金のみの取扱いとなります

11 個人情報の取扱いについて

- ・本研修において知り得た個人情報については、研修の実施に必要な範囲で用いることとします。
- ・地域の相談支援体制の構築のため、指定権者である市町村には修了者の勤務する事業所名と修了者名について情報提供いたします。
- ・本研修受講修了者の情報については、所管する大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課に情報共有いたします。
- ・本研修を修了された方については、大阪府知事が指定する研修事業者へ受講申込書の本人氏名、所属法人事業所名、事業所住所と電話番号、従事年数について情報提供しますのでご了承ください。

12 感染症対策への協力について

- ・研修受講に際しては、マスク着用などの感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。
 - ・発熱や咳、咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い方は、研修受講をお断りする場合があります。
- ※状況により、感染症対策の内容については変更する場合があります。

13 その他

- (1) 演習当日、午前7時の時点で、大阪府内全域において、「大雨警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「特別警報」のいずれかが発令中の場合、演習は中止といたします。また、この場合、中止決定から1時間以内に大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090160/jiritsusodan/ikusei/index.html>)にて案内しますので、確認してください。なお、別途開催が可能となった場合は後日、改めてご連絡いたします。
- (2) 研修会場への来場にあたっては、公共交通機関をご利用ください。
- (3) 研修会場へのアクセスについては、受講決定通知でご案内します(会場への問い合わせはご遠慮ください)。
- (4) Zoom による受講は受講決定をした方に限ります。Zoom の利用に関するインターネット環境の整備やデータ通信に係る費用につきましては受講者負担といたします。また、Zoom での受講に伴う回線や機材などについての技術的な質問にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

《問い合わせ先》

大阪府障がい者自立相談支援センター

地域支援課 研修担当

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番 36 号

電話 06-6692-5261

メール jiritsusodan-c01@gbox.pref.osaka.lg.jp